



## 土壌汚染対策法の一部改正及び 岡山県環境負荷低減条例について

---

岡山県生活環境部環境管理課



## 土壌汚染対策法(現行)

---

- **施行**  
平成15年2月
- **調査の契機**
  - (1)水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)
  - (2)土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき(法第4条)
- **指定区域**  
基準に適合しない土地は、指定区域として指定・公示



## 現状と問題点

### 1 法に基づかない土壌汚染の発見の増加

(発見された汚染土壌の適正管理への不安)

### 2 掘削除去の偏重

(土地の所有者等の過剰な負担:環境リスク低減の観点でも問題ある掘削除去の増加)

### 3 汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散

(汚染土壌の不適正な処理事案の発生)



## 改正法の概要 1

### 土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) **一定規模(3,000㎡を予定)以上の土地**であって土壌汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壌汚染の調査命令
- (2) **自主調査**において土壌汚染が判明した場合、**土地の所有者等の申請**に基づき、規制対象区域として指定し、適切に管理
- (3) 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務



## 改正法の概要 2

### 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

区域の分類化と必要な対策の明確化

- ① 土地の形質変更時に届出が必要な区域  
(形質変更時要届出区域)
- ② 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域(要措置区域)  
(※都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は①の区域に指定)



## 改正法の概要 3

### 搬出土壤の適正処理の確保

- (1) 規制対象区域内の土壤の搬出の規制  
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令【罰則担保】)
- (2) 搬出土壤に関する管理票の交付及び保存の義務
- (3) 搬出土壤の処理業についての許可制度の新設



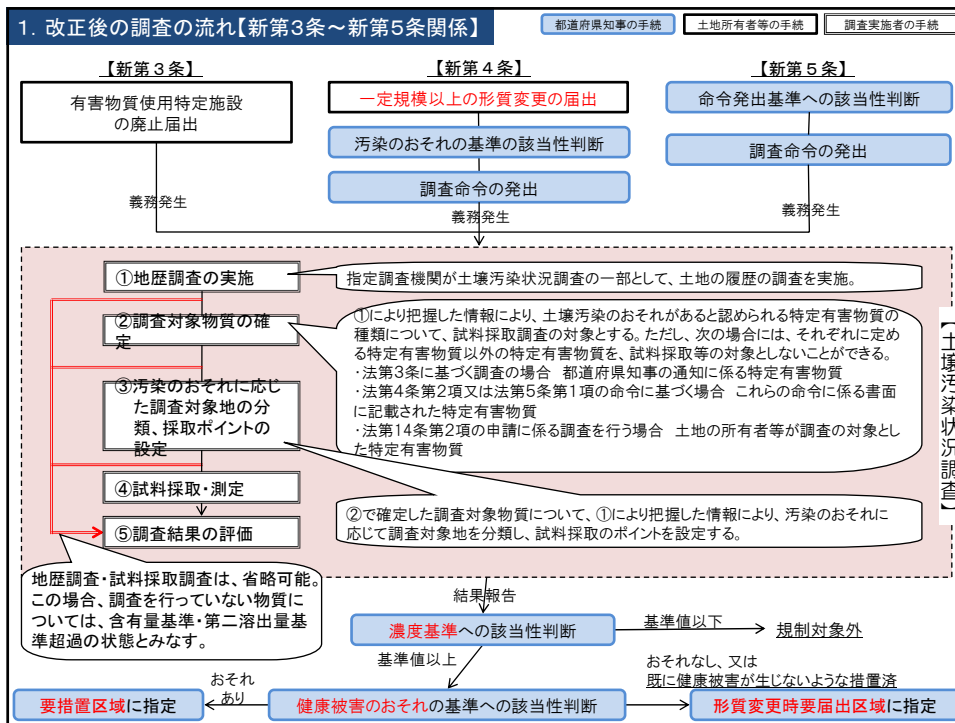
## 改正法の概要 4

### その他

- (1) 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日(平成22年4月1日までの間において政令で定める日)

出典：中央環境審議会 土壌農業部会 土壌制度委員会 資料

## 土壌汚染の調査・対策について



### 2. 届出の対象となる土地について【新第4条第1項関係】

○第4条第1項の届出義務の対象となる「土地の形質変更の規模」は、**3,000㎡**とすることとする。

### 3. 土地の形質の変更の届出義務の対象外となる行為 【新第4条第1項、新第9条、新第12条第1項関係】

#### ■新第4条第1項「軽易な行為その他の行為」に該当する行為

以下のいずれにも該当しない行為

- イ 土壌の敷地外への搬出を伴うこと
- ロ 形質の変更に伴い周辺への土壌の流出が生ずること
- ハ 形質の変更を行う部分の深さが50cm以上であること

【※ このほか、**営農行為**については農林水産省との調整を踏まえつつ**適用除外**とする方向で検討する。】

#### ■新第9条「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

①以下のいずれにも該当しない行為

- イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ロ 土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10㎡以上であり、かつ当該部分の深さが50cm以上（一定の深さまで帯水層（その中に地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1m浅い深さ以上）であること。
- ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが3m以上（一定の深さまで帯水層（その中に地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1m浅い深さ以上）であること。

②指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、当該変更に伴い当該措置区域の土壌汚染の拡散が生じない旨の都道府県知事の確認を受けたもの

#### ■新第12条第1項「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

上記①と同じ。

### 4. 「土壌汚染のおそれがある土地」の基準【新第4条第2項関係】

新第4条では、土地の形質の変更の届出を受けた都道府県知事が、当該土地に土壌汚染のおそれがあるか否かを調査し、土壌汚染のおそれがある場合、土壌汚染状況調査の実施命令を発出することとしている。

#### ■都道府県知事による「土壌汚染のおそれ」の調査 実施方法

(1)届出を受けた都道府県知事は、**下記のような資料を調査**。

- ・**公的な届出資料**（法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの）
- ・土地所有者等から**自主的に提出された土壌汚染調査・対策報告書** 等

(2)土地の形質の変更が行われる土地が、**下記に該当する場合、命令を発出**（その際、土壌汚染のおそれがある特定有害物質を書面に明示。）。

- ①特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が**埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地**であること
- ②特定有害物質を**製造し、使用し、又は処理する施設の敷地**である土地又は敷地であった土地であること
- ③特定有害物質が**保管され若しくは貯蔵**されており、又はされていた土地（特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。）であること
- ④土壌の特定有害物質による汚染状態が**濃度基準に適合しないことが明らか**である土地であること
- ⑤その他①から③までと同程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること

## 5. 要措置区域に指定される土地の基準【新第6条第1項関係】①

### ○施行令第5条第1号

イ 土壤溶出量基準超過の土壤汚染が存在する土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある**地下水の利用状況**が環境省令で定める要件(★施行規則第17条:下記)に該当すること。

ロ 土壤含有量基準超過の土壤汚染が存在する土地にあつては、当該土地が**人が立ち入ることができる土地**(工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。)であること。

都道府県又は政令市が行う**飲用井戸の調査**(次ページ参照)の結果**飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道の飲用が可能な区域**については、「**地下水の飲用なし**」とみなす。

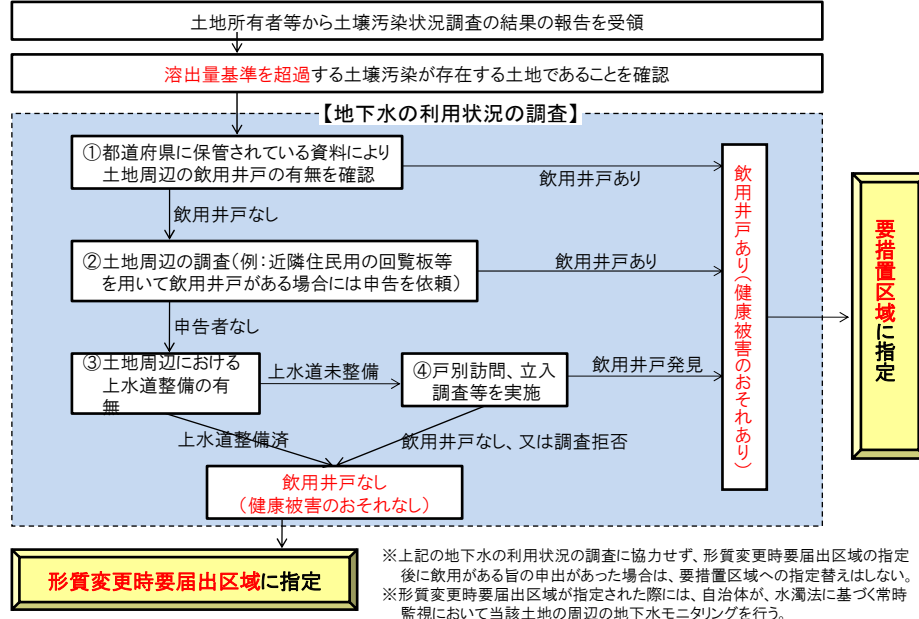
### ○施行規則第17条

地下水の流動等の状況からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があること。

- 一 地下水を飲用するために用いる取水口
- 二 地下水を水道事業等の原水として取り入れるために用いる取水施設の取水口
- 三 災害対策基本法上の都道府県地域防災計画等に基づき災害時において地下水を飲用するために用いることとされている取水口
- 四 地下水の湧出を主たる原因として、水質汚濁が生じ、又は生ずることが確実な公共用水域の地点

## 5. 要措置区域に指定される土地の基準【新第6条第1項関係】②

### <都道府県の事務>



## 6. 指示措置の内容等について【新第7条関係】①

- 基本的には、現行規則において土地の汚染状態ごとに定められている「原則として講ずべき措置」を、改正後の「指示措置」とする(ただし、「原位置封じ込め」については、土地に存する地層により適用ができない場合があるので、その場合には「遮水工封じ込め」を指示措置とすることとする。)
- 操業中の工場など土壌の掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合への対応として、汚染地下水の揚水とモニタリングにより敷地外への汚染地下水の拡大を防止する措置を、新たに汚染の除去等の措置として位置づける。

### ①土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合

	現行(【 】内は該当条項号)	改正案	
		指示措置	同等の措置
砂場等	汚染の除去。【27①一】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壌入替え。【27①二】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去。【27③】	土壌入替え	舗装、立入禁止、汚染の除去
上記以外	盛土。【27①三】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	盛土	舗装、立入禁止、土壌入替え、汚染の除去

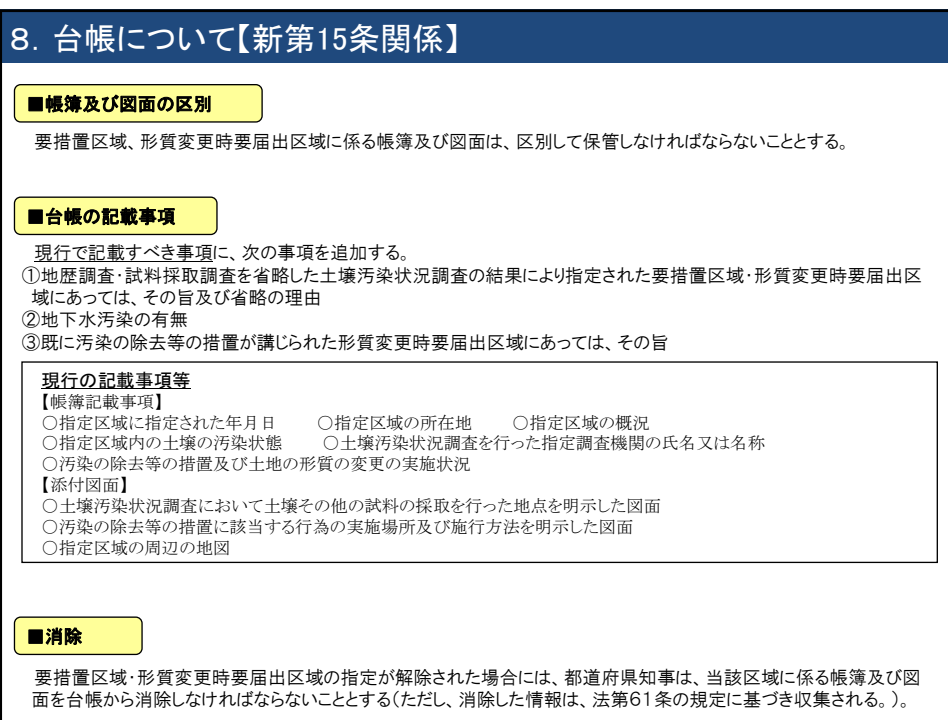
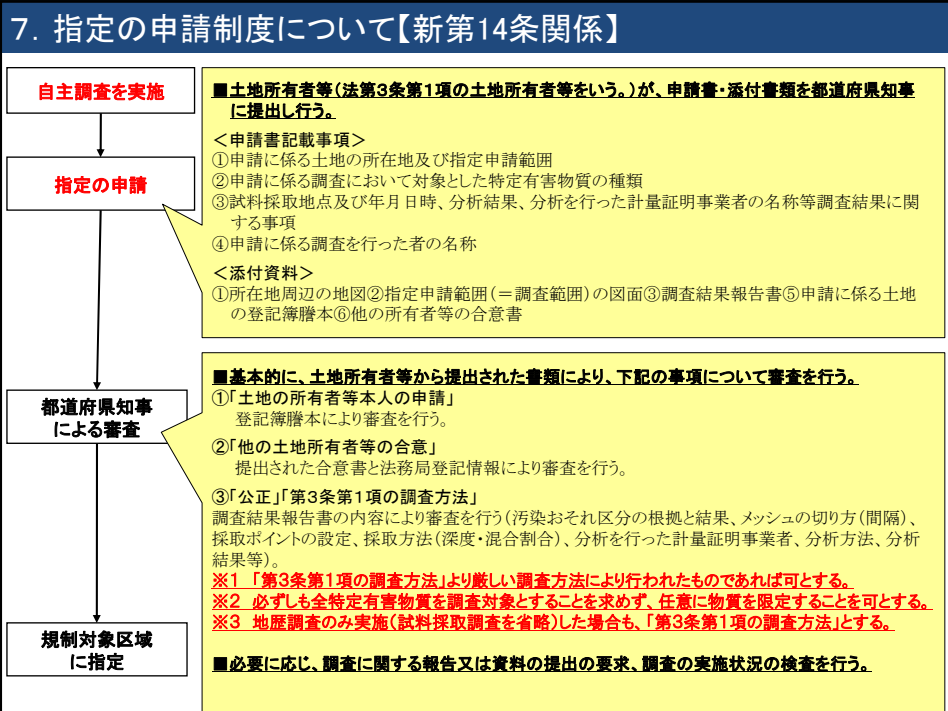
## 6. 指示措置の内容等について【新第7条関係】②

### ②土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合

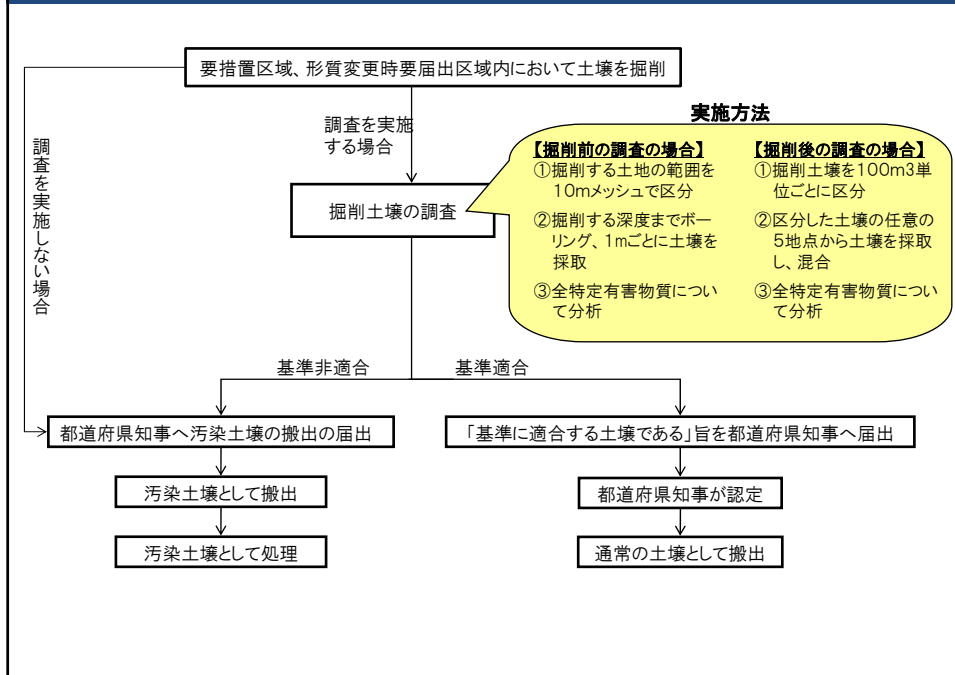
	現行(【 】内は該当条項号)	改正案	
		指示措置	同等の措置
地下水汚染なし	地下水モニタリング。 ただし、所有者&原因者が求めたときは、以下に定める措置。【23】	地下水モニタリング	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、地下水汚染の拡大の防止
I種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去。【24①一】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【24①二】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は遮水工封じ込め。【24②二】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)
II種有害物質	第二溶出量基準不適合	不溶化して原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化して遮水工封じ込め。【25②】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者が求めたときは、不溶化。【25②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)
III種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去又は遮断工封じ込め。【26①一】	遮断工封じ込め
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【26①二】 ただし、所有者又は原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【26②】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)

※ 第二溶出量基準不適合の土地について遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。





## 9. 掘削後の土壌の調査の流れ【新第16条第1項関係】



## 施行に係るスケジュール

- 平成21年4月17日 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の成立  
" 4月24日 " 公布
- (順次) 中央環境審議会 土壤農薬部会 土壤制度委員会  
(政省令素案の検討)
- " 8月～9月 政省令案に対するパブリックコメント
- " 10月15日 施行期日を定める政令、改正政令の公布
- " 10月23日 汚染土壌処理業許可申請受付施行  
(処理業に係る改正省令の公布、施行通知)
- 平成22年4月 1日 全面施行



## 岡山県の独自の規制

- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例  
(土壌及び地下水の汚染に関する規制)
- 平成14年10月施行
- 岡山市、倉敷市及び新見市においても、各市で  
所管・適用



## 県条例(概要)

### 1 規制対象

有害物質を取扱い、又は取り扱っていた事業所の設置者

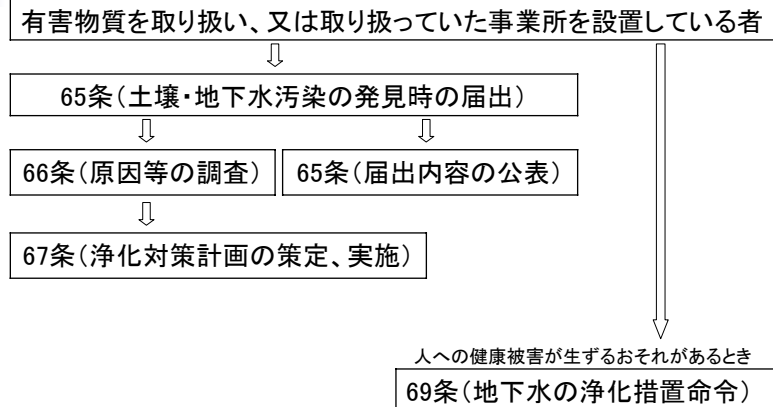
### 2 規制対象物質

有害物質(規則で定めた26物質)

### 3 規制の概要

有害物質取扱事業所の敷地内で、土壌汚染・地下水汚染を発見  
した際の届出義務  
浄化対策計画の策定、実施義務

## 県条例(フロー)



## 県条例(その他)

### (1)適用除外する事業所

有害物質を書面等(帳簿など)によって取扱い、有害物質の製造、処理、保管等の実際の取扱いを行わない事業所

### (2)適用除外する土壌・地下水

- ・農用地に係る土壌
- ・汚染原因が専ら自然的原因によることが明らかな土壌・地下水
- ・原材料のたい積場、廃棄物最終処分場等の土壌
- ・放射性物質による土壌・地下水

## 法と県条例(比較)

	土壤汚染対策法	県環境負荷低減条例
調査の契機	有害物質使用特定施設の廃止時	自主的な調査
対象者	土地所有者等	有害物質取扱事業所の設置者
対象物質	法施行後に使用等していた有害物質	調査を行った有害物質
基準	土壤溶出量基準 土壤含有量基準 (地下水基準)	土壤溶出量基準  地下水基準
その他	区域の指定・公示	届出内容の公表 浄化対策計画の策定・実施

## 土壤汚染に関する問合せ先

	担当機関及び担当課	所在地	電話番号	所管区域
県	備前県民局環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9806	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市、和気町
	備中県民局環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7066	総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町、高梁市
	美作県民局環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1227	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、真庭市、新庄村、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
	県庁環境管理課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7305	
市	岡山市環境保全課	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1281	岡山市
	倉敷市環境政策課	〒710-8565 倉敷市西中新田640	086-426-3391	倉敷市
	新見市生活環境課	〒718-8501 新見市新見310-3	0867-72-6124	新見市